ともに市民医療の中核の役割を担って来まし学の医学部の役割を果たし、看護短期大学部と 部を持つ国立大学がなく横浜市立大学は国立大 出し続けてきました。 ない当時、商業専門学校として有名で、全国から 市立商業専門学校(通称 横浜市立大学の前身は1 ビジネス界に優れた人材を送り また、神奈川県には医学 Y専)です 928年設立の横浜 大学の少

> 学部という2学部に改組され、専門性に裏付 部に博士後期課程を置いている公立大学として 学院の博士後期課程が設置されています。 全国的に高い評価を受けてきました られた高度な教育と研究が行なわれてきま 9年前には、文理学部が国際文化学部と理 国際文化、 医の全ての学部には 全学

教育・ 学 部 iの統合・ 研究の 吸収は らな か心配です。

横浜市立大学教員組合は、統合が予定されている3学部の教員の87%が加入している組合です。

めの定款が2月の市議会にかけられることになされています。 同時に、独立行政法人にするたう、教育・研究を切りつめる大学改革案が検討部に統合し、看護短大を医学部に吸収するとい おいて、現在の商、国際文化、理の3学部を1 このような伝統と実績がある横浜市立大学に 学

ています。

での慎重な審議を求めます 文化の発信拠点を失うことになります。 市議れ、日本で最大の市である横浜における学問 まま実行されれば、国際港都として世界に知ら 多くの問題を孕んだこのような改革案がこの 市議会



大学の将来を憂 多 の異論が出て います。

原型となっ 華案につ 点を含んでいます。 べての教員に任期制を導入する等々多くの問題 改革案は学部の統合や独立行政法・ 後のあり方懇談会」が昨年2月に出 について、学内の教授会や教員、学生、市民の最終答申を原型として作られてきた諸改 大の関係者はその委員になっていません。 原則的に研究費を支給しな こ の たのが市長の諮問機関 市立大学の あり方懇」は学外者だけで構成 こうした改革案の出発点・ た最終

> る」としている学校教育法第59条第1項の精神た。 このことは、教授会が、重要な事項を審議す革案においてそれらの多くは無視されてきまし に反するものです 対して20件近くの反対決議、遺憾表明、 では、昨年2月の 教授会、大学院研究科委員会、研究所教授会などから不満の声があげ続けられてきました。 学部 見、要望などが出されているにもかかわらず、 あり方懇」答申以来、それらに 教授会意

教育と研究 全教員へ の質を低 任期制の導入 させます。

を導入することが含まれて の教育が中断されるなどの不都合が生じます。 子生の勉学の途上で転出する教員が出てきて学生 く学生の教育には系統性と継続性が不可欠です。 今度の改革案には現職の全教員に一律に任期制 任期つきの教員ばかりの大学になると、 います。 言うまでもな

大変重要な場となっています。いますが、なかでもゼミナーエ 現在、横浜市立大学では少-人一人に充分な目配りをしつつ、系統的に教重要な場となっています。 ゼミナールでは学 - ルは学生が成長する 八数教育を重視して

> 入はゼミナ 生じます。 育することが必要ですが、全教員への任期制の導 ルの継続性という点において障害が

ります。的に成果の上がる研究に流れていく危険性があ的に成果の上がる研究に流れていく危険性があ的な研究が重要なのですが、任期制の下では短期的な研究が重要なのですが、任期制の下では短期 な基礎研究の結果だったのです。く知られていますが、これは数十年 く知られていますが、これは数十年におよぶ地道横浜市立大学は環境ホルモン研究の成果でよ この ような研

任期 独立行政法 制 を導 分す 八化に当たっ ることは 法律 て全教員に にも違反. 、ます。

うに述べられて とする」としています。 移行型一般地方独立行政法人の職員となるもの 行型地方独立行政法人の成立の日において、当該 地方独立行政法人法第59条第2項は、「 の業務に従事する者につきま また、国会答弁で 設立団体の業務 当該移

> 政局公務部長)。 務委員会20 を法律上措置したものでございます を自動的に保有し続けることができるという形 3年7月1 白 森清総務省自治行 `」(参議院法

ることは、法律違反です。 を導入し、身分を有期雇用に変更す独立行政法人化に際して現職の全教